

入札説明書（造林請負事業）

【総合評価（簡易型）】

四万十森林管理署の造林事業に係る入札公告に基づく総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月9日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官

四万十森林管理署長 尾木 浩典

高知県四万十市中村丸の内1707-34

3 事業概要

(1) 事業名 造林事業（大駄場山1258い林小班外11 地拵作業外3）

(2) 等級 B

(3) 事業場所 高知県土佐清水市浦尻 大駄場山国有林1258林班い小班外11

(4) 事業内容 地拵 2.40ha 植付 2.40ha 単木保護具設置 2.40ha 下刈 41.25ha

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

指定作業期間 下刈別途協議

(6) 本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の事業である。

(7) 本件は、入札及び契約を電子調達システム（以下「システム」という。）で行う対象案件である。なお、システムによりがたい場合は、「紙方式による参加届出書」を提出し、紙入札に代えることができる。

(8) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

4 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条の特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき決定された等級が、本事業に対応している者であること。

なお、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく認定を受けた事業主については、自己の等級の直近上位及び直近下位の等級に対応する事業に入札することができる。

(3) 共同事業体にあつては、次のすべての要件を満たす者であること。

ア 協定書に基づき結成された共同事業体であること。

なお、協定書には構成員が連帯して事業を営み、契約の履行に関し責任を負うことを内容とし次のことを締結すること。

(ア) 結成の目的

(イ) 成立の時期及び解散の時期

(ウ) 構成員の責任

(エ) 事業途中における構成員の脱退に対する措置

イ 競争制限とはならない共同事業体であること。

ウ 構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。

エ 共同事業体が入札する事業に、構成員が単体で入札を行わないこと。

オ 共同事業体の等級は代表者の等級であること。

なお、代表者が林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主である場合は、上記（２）のなお書きで読み替え適用する等級であること。

（４）令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「四国」を選択している者であること。

（５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日）9（２）に規定する手続をした者を除く）でないこと。

（６）平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林事業」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有する者であること。

造林事業とは、地拵、植付（補植、改植を含む）、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐（活用型を含む）、本数調整伐、枝打、誘導伐、保護伐、育成受光伐、天然林受光伐、衛生伐、歩道作設・修理、病虫獣害防除及び気象害対策等の作業をいう。

（７）当該事業と同種の事業について、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた造林事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。なお、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。

（８）当該事業に配置を予定する技術者等（現場代理人）にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、技術者の次の資格等のいずれかを有していること。

「技術士（森林部門）、林業技士、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、フォレストワーカー3年目（林業作業士）の資格」または、「低コスト作業路企画者（技術者）養成研修、森林作業道作設オペレーター研修、高度架線技能者育成研修の履修者」。

なお、上記の資格等を有していない場合、当該事業と同種の事業に従事した年が3年以上あり、事業の適正な実施が見込める者であること。

（９）当該事業については、労働安全衛生法等に基づき事業実施に必要な以下の資格等を有している者を配置できること。

労働基準監督署通達に基づく「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育（平成12年2月16日付基発第66号）」の修了者を配置できること。

（10）社会保険等に関して、以下に定める届出を全て行っている事業主（届出の義務がない者を除く）であること。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (11) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取り組みを含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料（林業 個別事業者向け）」は林野庁ホームページに掲載

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

- (12) 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書」という）、並びに、技術提案書及び確認資料（以下「提案書」という）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く）

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、イについては会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (14) 当該事業に係る提案書を提出すること及び提案書の「実施体制」が適正であること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の全省庁統一資格を有していない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（14）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時において上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び提案書の提出は、システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による提出の場合は発注者へ事前に連絡の上、「紙方式による参加届出書」を添えて持参すること。

(2) 申請書及び提案書の提出期間、提出先及び方法

ア システムによる提出の場合

(ア) 提出期間：令和 8 年 7 月 10 日午前 9 時 00 分から令和 8 年 7 月 24 日午後 5 時 00 分まで。（ただし、システムのメンテナンス期間を除く）

(イ) 提出先及び方法：システムの添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」及び「技術提案書」を添付し提出すること。

ただし、添付するファイルの合計容量が 50MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1 通につき 7 MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（締切日時必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送信するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）をシステムにより、申請書及び提案書として送信すること。

- ・電子メールで提出する旨の表示
- ・書類の目録
- ・書類のページ数
- ・提出年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス
電子メールの提出先は以下のとおり
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155
メールアドレス【shikoku_shimanto@maff.go.jp】

(ウ) ファイル形式： システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

システムによる手続き開始後において紙入札方式への変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者へ事前に連絡の上紙入札方式へ変更することができる。

イ 紙入札方式による提出の場合

(ア) 受付期間：令和 8 年 7 月 10 日から令和 8 年 7 月 24 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日及び正午から午後 1 時 00 分までを除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。

(イ) 受付場所：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内1707-34
四万十森林管理署 総務グループ

(3) 申請書は、別紙「競争参加資格確認申請書」及び次に従い作成すること。

ただし、エ 同種事業の実績、オ 配置予定技術者の同種事業の経験については、事業が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に基づく都道府県知事の認定を受けている場合は認定書の写し

ウ 共同事業体にあつては協定書の写し

エ 同種事業の実績

上記 4 (6) に掲げる資格があることが判断できる同種事業の実績を別紙様式 2 に記載すること。

なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、

事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

オ 配置予定技術者の同種事業の経験

上記４（８）に掲げる資格があることが判断できる同種事業の経験等を別紙様式３に記載すること。

また、同種の事業の現場代理人等（技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む）として、年間１回以上従事し、かつ通算で３年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。

なお、従事期間は連続する３年である必要はないものとする。

カ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式４に技能者別に記載すること。

なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることが判断できるよう様式に明記すること。

キ 従業員名簿

配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入状況について、種類等を別紙様式５に記載すること。

また、届出の義務がない事業主、若しくは未加入者がある場合は未加入の理由等を明記すること。

なお、保険加入状況を証明する資料（保険証、領収済み通知書等の写し）を添付すること。（証明書類における被保険者等の記号・番号についてはマスキング（塗潰し）を施されたものに限る。）

ク 契約書の写し

エ 同種事業の実績、オ 配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。

また、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に事業計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。

なお、必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

ケ 農林水産省・食品産業の作業安全のための規範（個別規範・林業）事業者向けチェックシート

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（別紙様式６）に記載すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去１年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

- （４）競争参加資格の確認は、申請書及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和８年７月３１日までに通知する。（システムで参加する場合は、システムにより、紙方式により参加する場合は紙により通知する。）

なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

（５）その他

ア 申請書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び提案書を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ウ 提出された申請書及び提案書は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- オ 申請時に技術者（現場代理人）が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記載することができる。
この場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- （１）競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して、その理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ア 提出期限：令和８年８月１２日午後５時００分
- イ 提出先：上記５（２）ア（イ）に同じ。
- ウ 提出方法：書面は、原則として電子メールにより提出するものとする（提出期限必着）。
- （２）分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和８年８月１７日までに説明を求めた者に対し、書面（電子メール）により回答する。

7 入札説明書等に対する質問

- （１）この入札説明書等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により提出すること。
- ア 質問の提出期間：公告日の翌日より入札執行日の５日前（休日の場合は前日とする）まで。
- イ 提出先：上記５（２）ア（イ）に同じ。
- ウ 提出方法：書面は、原則として電子メールにより提出するものとする（提出期限必着）。
- （２）（１）の質問書が提出されたときは、書面（電子メール）により回答する。
また、（１）の質問及び回答の写しを、質問書の提出期限日の翌日から起算して２日後までに開始し、入札執行日の前日まで四国森林管理局のホームページに掲載する。
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

8 技術提案書について（「簡易型」は「事業計画」様式２～様式６の提出は求めない。）

作成する技術提案書の内容は、次表及び別紙様式１「技術提案書の提出について」に基づき記載するものとし、該当しない事項については記載しない。

技術提案書作成要領	
記載事項	内容に関する留意事項
事業計画	１ 事業計画上の考慮事項（記載様式は別紙様式２とする） 事業の手順等について標準案（注１）より優位な工夫等や実施方法の発注者への提示方法を記載する。 なお、提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は、具体的な方法を記載する。
	２ 事業計画、工程管理（記載様式は別紙様式３とする） 事業期間の短縮や作業箇所の条件に応じた作業時期の設定等工程管理の工夫や実施方法の発注者への提示方法を記載する。 なお、提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は、具体的な方法を記載する。
	３ 発注者が指定した課題への対応（記載様式は別紙様式４とする）

	当該事業における、発注者が指定した課題への対応や実施方法の発注者への提示方法を記載する。 なお、提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は、具体的な方法を記載する。 4 作業における品質確保（記載様式は別紙様式5とする） 品質を確保するための作業方法等について標準案より優位な工夫等や実施方法の発注者への提示方法を記載する。 なお、提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は、具体的な方法を記載する。 5 安全確保に向けた対策（記載様式は別紙様式6とする） 作業時の安全確保に向けた具体的な取組についての工夫や実施方法の発注者への提示方法を記載する。 なお、提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は、具体的な方法を記載する。 注：1～5の提出及び技術提案又は標準案の選択に係るチェック欄の記入がない場合、入札に参加することができない。
企業の事業実績等	1 同種事業の実績 （1）平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に元請負又は下請負として、完成、引き渡しが完了した事業実績の中から、国、若しくは地方公共団体（注2）の請負事業の代表的なものを1件記載する。 なお、事業成績評定点が65点未満の事業は、事業実績として認めない。 （2）同種事業とは、次の要件を満たす事業とする。 【造林事業】 地拵、植付（補植、改植を含む）、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、保育間伐（活用型を含む）、本数調整伐、枝打、誘導伐、保護伐、育成受光伐、天然林受光伐、衛生伐、歩道作設・修理、病虫獣害防除及び気象害対策等の作業。 （3）事業実績は、発注機関名、事業名を記載し、記載事項を証明する資料（事業成績評定通知書又は契約書の写し等）を添付する。 2 事業成績評定 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間における上記同種事業の事業成績評定の実績について記載し、記載事項を証明する全ての事業成績評定通知書の写しを添付する。（共同事業体の構成員として受注した事業も含む） 3 事業に関する表彰実績 国有林間伐・再造林推進コンクールへの推薦（過去5年間）や受賞（過去10年間）及びその他の事業に関する表彰（過去5年間）の有無等について記載し、記載事項を証明する資料（四国局資源活用課長の発行する証明書の写し、その他証明書等）を添付する。 4 国有林の立木販売購入の有無（契約日が公告日の属する年度及び当該年度より過去3年間） 国有林の立木販売を購入の有無について記載し、記載事項を証明する資料（契約書の写し等）を添付する。 5 本店、支店又は営業所の所在の有無 （1）当該事業実施箇所の県内又は四国局管内に本店、支店又は営業所がある場合に記載する。（なお、支店又は営業所の役割として、発注者との調整や情報交換のため、当面は担当社員及び電話等の通信機器を配備することで構わないが、早期に、支店等の法人登記を行うこと） （2）支店又は営業所については、記載事項を証する資料（法人登記履歴事

	項証明書等)を添付する。 6 低入札の有無 (1) 前年度から当該公告日の前日までの間の造林又は素材生産事業に係る入札における低入札の調査対象の有無等について記載する。 (2) 低入札の調査対象が有る場合は、調査対象となったすべての事業成績評定通知書の写しを添付する。 注：企業の事業実績に関する事項の記載様式は、別紙様式9及び別紙様式9付表1・2とする。
配置予定技術者等の能力	1 配置予定技術者（現場代理人）の実務経験（過去15年間） 申請時に技術者（現場代理人）が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記載することができる。 この場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 林野庁（森林管理局、森林管理署（所）を含む）が発注する上記1イの同種事業の現場代理人としての実績及び経験年数について記載し、記載事項を証明する書類（事業成績評定通知書の写し等）を添付する。（完了した事業のみとする） 2 配置予定技術者（現場代理人）の保有資格 技術士、林業技士又は作業士の資格を有している若しくは技術職員（造林又は素材生産事業の実行に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者）である場合に記載し、記載事項を証明する資格等の写し又は従事履歴を証する書類等を添付する。 3 配置予定技術者又は従事予定作業員の研修の受講状況（過去5年間） (1) 林野庁が主催・実施（委託事業を含む）する森林作業道の企画や作設等の向上に向けた各種研修（「低コスト作業路企画者（技術者）養成研修」「森林作業道作設オペレーター研修」「高度架線技能者育成研修」）等の受講状況について記載する。 また、緑の雇用関係で現場管理責任者（フォレストリーダー）または統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の研修プログラムの受講状況について記載する。 (2) 地方公共団体主催・実施の作業道開設に係る研修又は高性能林業技術研修の受講状況について記載する。 (3) 森林に関する継続教育（CPD）のポイントを取得している者の有無について記載する（過去3年間）。 (4) 記載事項を証明する研修終了証等の写しを添付する。 (5) 職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格を有している場合に記載し、記載事項を証明する資格等の写し等を添付する。 注：配置予定技術者の実務経験等の記載様式は、別紙様式10とする。
地域への貢献	1 災害協定等（申請時） 国、都道府県又は市町村との災害協定の有無について記載し、記載事項を証明する資料（協定書等の写し）を添付する。 2 防災活動に関する表彰（過去2年間） 国、都道府県又は市町村から防災活動に関する表彰の有無について記載し、記載事項を証明する資料（表彰等の写し）を添付する。 3 ボランティア活動の実績（公告日の属する年度及び当該年度より過去2年間） 防災に資するボランティア活動の実績の有無について記載し、記載事項を証明する国又は地方公共団体等からの証明書等の写しを添付する。 4 獣害対策活動実績（公告日の属する年度及び当該年度より過去2年間）

	国有林又は地方公共団体等における獣害対策活動にボランティアで貢献した実績(箱罟等の貸出・見回り・獣害対策イベントを対象)について記載し、記載事項を証明することのできる書類等を添付する。 5 国土緑化活動に対する取組の実績 四国局(署(所)を含む)管内における分収造林又は分収育林の現在の契約の有無又は過去5年間に国又は地方公共団体等から国土緑化活動(公的機関などが主催する植樹祭等)に関する表彰等の実績について記載し、記載事項を証明する契約書又は表彰等の写しを添付する。 6 地域の民有林管理への貢献の取組 (1) 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定の有無、当該都道府県知事から森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者としての公表の有無、当該都道府県知事から「育成を図る林業経営体」の選定の有無について記載する。 (2) 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定の有無について記載する。 (3) 前年度に民有林における森林整備作業を請け負った実績の有無について記載する。 (4) 記載事項を証明する書類等を添付する。 7 作業員の地元雇用 事業に従事する作業員(臨時・下請を含む)について、当該事業実施箇所を管轄する森林管理署(所)管内の居住の有無を記載する。 注: 地域貢献の記載様式は、別紙様式11とする(「7 作業員の地元雇用」に関する記載様式は、別紙様式12・別紙様式12付表1とする)。
企業の信頼性	1 月給制への対応 事業に従事する作業員(臨時・下請を除く)について、月給制・日給制の別を記載する。 2 作業員の雇用形態 (1) 事業に従事するすべての作業員について、直雇・下請の別、常用・臨時の別を記載する。 (2) 事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者として記載する。 3 労働福祉の状況 林業退職金共済事業本部、建設業退職金共済事業本部又は中小企業退職金共済事業本部との退職金共済契約締結又はその他の退職金制度の有無等について記載する。 4 伐採・造林に関する行動規範の策定等 伐採・造林に関する行動規範の策定又は所属する業界団体等が作成した行動規範の遵守の有無について記載し、記載事項を証明する行動規範の写しを添付する。 5 働き方改革の取組 (1) 労働生産性の向上のための取り組みの有無について記載する。 (2) 現場従事者の技術向上に向け、林業技能士の配置、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に取り組んでいるかの有無について記載する。(過去3年間) (3) 作業の平準化、天候に応じた就業調整等により、現場作業員の休暇日数の確保と休養、健康管理等の取り組みの有無について記載する。 (4) 取組が証明することのできる書類等を添付する。 6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (1) 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」「プラチナえるぼし認定企業」の認定の有無等について記載する。

	(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん認定企業」、「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」の認定の有無について記載する。 (3) 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の認定の有無について記載する。 (4) 企業による若手技術者(35歳未満)の確保・育成への取組状況の有無について記載し、雇用が確認できる書類等を添付する。(公告日の属する年度及び当該年度より過去3年間) (5) 記載事項を証明する認定書又は一般事業主行動計画の写しを添付する。 7 安全対策 (1) 前年度から本公告日の前日までの間で造林及び素材生産事業(民有林を含む)における労働災害の有無等について記載する。 (2) 労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントの取組みの有無について記載し、記載事項を証明する安全診断等の写しを添付する。 8 不誠実な行為の有無 前年度から本公告日までの間に指名停止の処分または文書による指導・注意を受けたことの有無について記載する。 注1: 「1 月給制への対応」、「2 作業員の雇用形態」「3 労働福祉の状況」に関する記載様式は、別紙様式12・様式12付表1とする。 2: 「4 伐採・造林に関する行動規範の策定」、「5 働き方改革の取組」、「6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」、「7 安全対策」、「8 林業経営体登録の有無」及び「9 不誠実な行為の有無」に関する記載様式は、別紙様式13とする。
賃上げ実施	1 賃上げの実施を表明した企業等 (1) 賃上げ実施の表明の方法について 評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に別紙1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を添付の上、提出すること。表明書については、内容に異同がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。 また、中小企業等については、表明書と併せて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。 なお、共同事業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。 (2) 賃上げ実施の確認について 本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙3)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の提出を求める。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙3)の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月(別紙1に記載の事業年度の終了月)の末日から起算して3ヶ月以内

に契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに契約担当官等に提出すること。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

ただし、上記書類の提出期限に係る例外として、次の取扱いも可能とする。

- ・法人事業概況説明書の提出期限が延長された場合は、その提出期限
- ・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了後3ヶ月以内
- ・事業年度等より後の賃上げについては、賃上げ評価期間終了月の末日から3ヶ月以内
- ・契約担当官等がやむを得ない事由として認めた場合はその期間

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙8のとおりである。

また、事業年度開始月より後の賃上げについては、次のいずれにも該当する場合にのみ、賃上げ実施月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

- ① 契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあつては、当該暦年内に賃上げが行われていること。
- ② 企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）
※ この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後ではなく当該評価期間の終了時が基準となり、確認書類等は、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類等とする。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であつて、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同事業体の実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、当該共同事業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同事業体に対して行う。

この場合における減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとし、その結果、加点項目に係る得点の合計がマイナスとなった場合には加算点を0点とみなす。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置の対象としない。

	経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。 注：賃金引上げの実施を表明した企業等の記載様式は、別紙様式13とする。
--	---

注1) 標準案とは、発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書をいう。

注2) 国とは、国及び独立行政法人をいう。

地方公共団体とは、地方公共団体及びその公社をいう。

注3) 森林管理署(所)とは、森林管理署及び森林管理事務所をいう。

注4) 「過去〇年間」とは、本公告が属する年度の始期から遡って過去〇年間のことをいう。

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価基準及び配点

ア 必須項目(標準点)の基準

評価項目	評価基準	評価点
実施体制	発注者が定める技術的要件のうち入札説明書等に記載された要求要件を満たしているか(下記の加点項目を除く)	左記の基準が適切であると認めれば +100点

(注) 必須項目が全て適切であると認められない場合は、入札に参加できない。

イ 加算項目(加算点)の基準

(ア) 事業計画に関する事項(「簡易型」は加算しない)

評価項目	評価基準	評価点
事業計画上の考慮事項	事業の手順等が、標準案、関係法令以上の工夫等が見られ、その実施方法等が適切であるかを評価する。	+1～2点
事業計画の工程管理	事業期間や工程管理に係わる「技術的所見」に工夫が見られ、その実施方法等が適切であるかを評価する。	+1～2点
発注者が指定した課題	指定した課題への対応が、標準案以上の工夫等が見られ、その実施方法等が適切であるかを評価する。	+1～2点
作業における品質確保	品質を確保するために作業方法等に標準案以上の工夫等が見られ、その実施方法等が適切であるかを評価する。	+1～2点
安全確保に向けた対策	作業時の安全確保に向けた具体的取組の適切性について評価する。	+1～2点

(イ) 企業の事業実績に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
同種事業の実績	国又は地方公共団体の発注事業における同種事業の実績について評価する。	+1～3点
事業成績評定点	同種事業に係る事業成績評定点の平均点を評価する。 (共同事業体の構成員として受注した事業も含む)	+1～3点
事業に関する表彰実績	国有林間伐・再造林推進コンクールへの推薦や受賞及びその他の造林・素材生産事業に関する表彰の有無について評価する。	+1～2点
国有林の立木	国有林の立木販売を購入した実績の有無について評価する。	+1～

販売購入の有無		2 点
本店、支店又は営業所の所在地の有無	当該事業を実施する県内又は四国局管内に所在する本店等の有無について評価する。	+ 2 ～ 3 点
低入札の有無	造林又は素材生産事業に係る入札における低入札の調査対象の有無等について評価する。	+ 1 ～ 2 点

(ウ) 配置予定技術者等の能力に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者の実務経験	林野庁（森林管理局、森林管理署（所）を含む）が発注した同種事業の技術者（現場代理人）の実務経験について評価する。	+ 1 ～ 2 点
配置予定技術者の保有資格	技術者（現場代理人）の保有する技術士、林業技士又は作業士若しくは技術職員（造林又は素材生産の事業実行に関し専門的な知識を持つ10年以上の経験を有する者）の資格について評価する。	+ 1 ～ 2 点
配置予定技術者等の研修等の受講状況	配置予定技術者又は従事予定作業員の研修の受講の有無について評価する。	+ 1 ～ 2 点
	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち1級林業技能士又は2級林業技能士の資格を有している者について評価する。	+ 1 ～ 2 点
	森林分野に関する継続教育（CPD）の取得ポイントについて評価する。	+ 1 点

(エ) 地域への貢献に関する事項

評価項目	評価基準	評価点
災害協定の有無	国、都道府県又は市町村との災害協定の締結の有無について評価する。	+ 1 ～ 2 点
防災活動に関する表彰の有無	国、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の有無について評価する。	+ 1 ～ 2 点
ボランティア活動の実績	国有林、又は地方公共団体等での防災に資するボランティア活動の実績について評価する。	+ 1 ～ 2 点
獣害対策活動実績	国有林、又は地方公共団体等における、獣害対策活動にボランティアで貢献した実績について評価する。	+ 2 点
国土緑化活動に対する取組みの実績	四国局（森林管理署（所）を含む）管内における分収造林、分収育林の契約、又は国、地方公共団体等からの、国土緑化活動に係る表彰等の実績について評価する。	+ 1 ～ 2 点
地域の民有林管理への貢献の取組	森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定等の有無について評価する。	+ 1 ～ 3 点
	森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定の有無について評価する。	+ 2 点
	民有林における森林整備作業の請負実績の有無について評価する。	+ 1 点
作業員の地元雇用	事業に従事する作業員の地域内での居住状況について評価する。	+ 3 ～ 4 点

(オ) 企業の信頼性

評価項目	評価基準	評価点
月給制への対応	事業に従事する作業員の月給制への導入状況について評価する。	+ 1 ～ 2 点

作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の雇用形態（直接雇用かつ常用雇用）について評価する。	+ 2 ～ 3 点
伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採・造林に関する行動規範の策定・遵守の有無について評価する。	+ 2 点
労働福祉の状況	当該事業に従事する作業員の退職金共済契約の締結またはこれらと同様の退職金制度の有無等について評価する。	+ 1 点
働き方改革の取組	労働生産性の向上のため、作業システムの工夫等を行うとともに、目標をもって取り組んでいる実績について評価する。	+ 2 点
	現場従事者の技術向上に向け、林業技能士の配置、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等に取り組んでいるかについて評価する。	+ 2 点
	作業の平準化、天候に応じた就業調整等、現場作業員の休暇日数の確保と休養、健康管理に組織的に取り組んでいる実績について評価する。	+ 2 点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定・くるみん、プラチナくるみん又はトライくるみん認定・ユースエール認定の有無等について評価する。 若手の新規雇用(35歳未満)やインターンシップの受け入れ又は合同説明会等への出席等による若手技術者等の確保・育成の取組について評価する。	+ 1 ～ 点
安全対策	造林又は素材生産事業（民有林を含む）における労働災害の有無について評価する。	+ 1 ～ 5 点
	労働安全コンサルタントによる安全診断、リスクアセスメントに関する取組の有無について評価する。	+ 1 ～ 2 点
不誠実な行為の有無	指名停止の処分または文書による指導・注意を受けたことの有無について評価する。	+ 2 点

(カ) 賃上げ実施

賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を 1.5 % 以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	+ 7 点
	上記の内容に該当しない。	0 点

注) 評価の対象とする期間は、上記 8 の「技術提案書作成要領」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

- ア 入札説明書に示された必須項目（標準点）の基準を満たしている場合に標準点100点を付与する。
- イ 競争参加有資格者ごとに評価項目の評価基準により評価点を算出し、最高75点の加算点を付与する。
- ウ 得られた標準点と加算点の合計点を当該入札者の入札価格で除して算出した数値（以下「評価値」という）を用い、最も高い者を落札者とする。

(3) 技術提案の採否の通知

技術提案の採否の通知はしない。

- 10 申請書及び提案書の内容のヒアリング
申請書及び提案書の内容についてのヒアリングは、原則として行わない。
なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。
- 11 現地説明会
現地説明会は、原則として実施しない。
- 12 入札の日時及び場所等
(1) システムによる入札の場合は、令和8年8月19日午前9時00分から令和8年8月21日午前10時15分までの間に提出すること。
- (2) 紙入札方式による入札の場合は、令和8年8月21日午前10時15分までに、四万十森林管理署入札会場へ持参すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (3) 入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格の確認通知書等により変更後の日時を通知する。
- (4) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 13 入札方法等
(1) 入札書はシステムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式による提出の場合は、発注者へ事前に連絡し入札書を封緘のうえ、かつ、その封皮に商号又は名称及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書き持参すること。郵送等による提出は認めない。入札書等の記載事項を訂正することはできない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 事業費内訳書の提出
ア 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書の提出を求める。
事業費内訳書の様式については自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- イ 提出方法
(ア) システムによる提出の場合
事業費内訳書を本入札説明書の5（2）に示すファイル形式にて作成し、添付フィールドに添付し、入札書とともに提出すること。
- (イ) 紙入札方式による提出の場合
入札書とともに提出すること。
- ウ 提出された積算内訳書は返却しないものとする。
- エ 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名を行った事業費内訳書を提出しなければならないが、分任支出負担行為担当官が提出された事業費内

訳書について説明を求めることがある。

また、当該事業費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

(5) 開札の日時及び場所等

開札は、システムにより、令和8年8月21日午前10時15分に四万十森林管理署入札会場において行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

(6) 入札の無効

ア 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、イ 申請書及び提案書に虚偽の記載をした者が行った入札、ウ 別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札、エ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。落札者の決定は、標準点に加算点を加えた点数を、その入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \}$ ）を算出し最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

(イ) 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、システムによる入札がある場合は、システムの電子くじにより落札者を決定する。

ウ 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

14 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金： 免除

イ 契約保証金： 免除

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。

この調査期間に伴う当該契約の履行期間の延期は行わない。

16 契約書作成の可否等

本件は、契約手続きを原則としてシステムで行う対象案件である。

システムによりがたく、紙での契約を希望する者は発注者へ「紙方式による参加届出書」

を提出しなければならない。

システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする。

17 支払条件

ア 前金払 : 無

イ 中間前金払及び部分払 : 部分払 有

18 事業成績評定の実施

請負金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）に基づき成績評定を実施するものとする。

19 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）契約担当官等が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント及びその他業務（以下「発注工事等」という）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（３）発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

20 その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第１第１項の規定に基づく指名停止若しくは第９の規定に基づく書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

（３）落札者は、上記５（１）の技術提案書等に記載した配置予定の技術者及び技能者を当該事業に配置すること。

（４）障害発生時、システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

電子調達システムヘルプデスク

受付時間：９時から17時30分（国民の祝日・休日、年末年始を除く）

電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）

（５）入札参加希望者がシステムで書類を送信した場合には、システムから通知書及び受付票等が送信者へ送信されるので、必ず確認すること。

（６）開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、システムによる入札者はシステムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

なお、開札処理に時間を要する場合は、開札状況を電話等により連絡する。

- (7) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更等の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や事業期間の延長を行う。
- (8) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。